◆問い合わせ先 生活安全課内) 生活安全課内) (大和警察署

ーン等 におけ 機関が

をる一

的に実施します。もの見守り活動、もの見守り活動、防犯パトロ

道 10 の月 駅 11 お 日 お (金) 一分ペープ学路に

車時

関係行政機関が 動式を行

の業黒 地区の安全安心実現のため、 堂に会し、街頭 地域住民

П

・車上ねらい被害の防止・特殊詐欺の被害防止・子供と女性の犯罪被害防止【運動重点】

安全で安心な住みよい街をつ城安全運動が実施されます。 るよい街をつくりましょうなって地域安全活動に取り 組 み

までの 10日間、

~みんなの『みやぎ』安全・「みんなでつくろ ろ う安心 全国地 街

令和元年全

围

地

安全

はかり(特定計量器)の定期検査の実施について

「黒川地区4市町村地域安全の日」出動式

取引や証明に使用する「はかり」は定期検査(2年に1回)を受検し、検査に合格したものを使用しな いと計量法により罰せられます。

検査は下記日程で実施しますので必ず受検してください。

◆日 時:10月11日(金) 午前10時30分~正午

◆場 所:平林会館入□ホール

※検査手数料の支払いは現金のみとなります。

≪計量器のポイント≫

取引や証明に使用する「はかり」は「検定証印」(図1)または「基準適合証印」(図2) が刻印されていることが必要です。

「家庭用」や「取引・証明外用」と記されている「はかり」は、取引・証明には使用できません。







図2 〇 基準適合証印



図3 X 家庭用の印

◆問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514

「三本木大衡線」ダイヤ改正のお知らせ



10月1日より大衡村と大崎市を結ぶ代替バス「三本木大衡線」のダイヤが一部改正となります。 大崎市内にオープンした「道の駅おおさき」を経由することによるダイヤ改正ですが、大衡村内のバス 停(大衡村役場前・大衡中学校前・座府・大衡・菅刈場・吹付)での変更はありません。大崎市内の「古川営業所」 から「道の駅おおさき」までの区間での変更となります。

詳しくは企画財政課へお問い合わせください。また、新しい時刻表は村ホームページへの掲載及び役場 1階ロビーに備えておりますのでご利用ください。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

~おーミングライツスポンサーを募集しています~

民間企業との協働により新たな財源を確保し、住民サービスの向上と公共施設の持続的な運営管理を 行うため、公共施設に愛称(会社名や商品名等)を付けることができる権利(ネーミングライツ)のス ポンサーを募集します。

詳しくは募集要項をご覧ください。都市建設課で配布するほか、村ホームページから入手することが できます。

- ◆対象施設 (1) 万葉クリエートパーク
 - (2) おおひら万葉パークゴルフ場
 - (3) 達居森と湖畔自然公園
 - (4) 万葉の森橋(歩道橋)
- **◆募集期限** 12月27日(金)
- ◆選考方法 応募金額や愛称などを総合的に判断して選定します。
- ◆契約期間 3年~5年(更新可)
 - ◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8515



結婚相談所を開設します

出会いの機会がない。異性との交流であと 一歩が踏み出せない。

そんなあなたを専門のアドバイザーがサポート しますので、お気軽にご利用ください。 (登録・利用は無料です)

- ◆相談日 10月13日(日)・14日(祝) 午前9時~午後4時 ※事前予約が必要です。
- ◆場 所 平林会館2階第3研修室 (大衡村大衡字平林62番地)
- ◆対象者
- ①黒川地区内に住所がある方、又は勤務して いる方
- ②上記の方のご家族
- ◆問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会 (事務局:大郷町まちづくり政策課)

☎359-5537

上下水道料金の改定について

消費税の増税に伴い、上下水道料金(上水道、下水道) が12月請求分より税率10%適用となります。ただ し、10月1日以降に使用開始された場合は初回検針 分(11月請求分)から税率10%が適用されます。

なお、浄化槽使用料につきましては変更ありません。

◆問い合わせ先

都市建設課 上下水道係 ☎341-8516



戸別合併処理浄化槽法定検査の実施について

村が管理する戸別合併処理浄化槽について、浄化槽法で定められている水質検査を実施します。検査の 際はお声がけをしますが、立ち会いの必要はありません。

- ◆法定検査実施予定日 11月上旬~中旬
- ◆指定検査機関 社団法人宮城県生活環境事業協会 浄化槽法定検査センター
- **◆検査手数料** 村負担
- ◆そ の 他 戸別合併処理浄化槽の設置、管理の申し込みは随時受け付けていますので、ご相談ください。
- ◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8516

21 令和元年10月号 No.646 令和元年10月号 №646 20